

諮問実施機関：滋賀県知事（土木交通部流域政策局）

諮問 日：平成 26 年 2 月 20 日（諮問第 91 号）

答申 日：平成 27 年 3 月 5 日（答申第 82 号）

内 容：「木くず不法投棄事案に係る原状回復指示書に関する文書」の公文書一部公開決定に対する異議申立て

答 申

第 1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）は、非公開とした部分のうち、別表 1 に掲げる部分を公開すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公文書公開請求

平成 25 年 11 月 15 日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

一級河川鴨川の河川敷等におけるセシウム含む木材チップの無断放置事案に関して平成 25 年 8 月 2 日原状回復指示書を出している「原状回復指示書」に関する文書

2 実施機関の決定

同年 11 月 21 日、実施機関は、本件公開請求に対して次のとおり公文書を特定の上、その一部が非公開情報に該当するとして、条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（特定した公文書の名称等）

文書 1 決裁添付文書（河川法違反に対する原状回復指示（7 月 31 日））

文書 2 簡易書留封筒（8 月 14 日受付。不在返戻されたもの）

文書 3 決裁添付文書（河川法違反に対する文書による原状回復指示の再送（8 月 15 日））

文書 4 回議書（河川法違反に対する文書による原状回復指示について（9 月 17 日））

文書 5 指示書写し（平成 25 年 9 月 17 日付け）

- 文書 6 簡易書留封筒（9月30日受付。不在返戻されたもの）
- 文書 7 回議書（河川法違反に対する文書による原状回復指示（10月2日））
- 文書 8 指示書写し（平成25年10月3日付け）
- 文書 9 回答書（平成25年10月10日付け）
- 文書 10 回答書（平成25年10月22日付け）

3 異議申立て

平成26年1月20日、異議申立人は、本件処分のうち文書9および文書10（以下「本件対象公文書」という。）に係る処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

1 異議申立ての趣旨

回答書に関する部分の処分の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）非公開部分（別表2の「非公開理由」欄の「2号」欄に○のあるもの）の条例第6条第2号該当性について

実施機関は、法人等に関する非公開情報を公にすると、あたかも当該法人等が違反行為者として特定され指導対象とされているかのような印象を与え、そのため当該法人等が社会的に不当に害されるおそれがあるとしているが、実際には、原状回復指示書（以下「指示書」という。）自体が行政指導の一部であることを実施機関が認めており、また、指示書において関係業者を違反行為者として特定しており、実施機関の主張は事実に基づかないものであると言わざるを得ない。このため、実施機関の主張は妥当性を欠いており、非公開とすることの根拠とはなり得ない。

決定通知書には、非公開部分を公にした場合に、どのような権利、競争上の地位が害されるかなど、具体的内容が全く記されていない。非公開とする場合には、公にされた場合にどのような弊害が生じると考えられるのかを具体的に説明すべきであり、これが示されていないため、条例第6条第2号を非公開理由とすることは不当である。

また、放射能に汚染されていることが認められる木材チップが、どのように処理されることになるのかは、県民、とりわけ投棄されている現場の近隣で暮らす住民の生命、健康、生活に関連性を有する大切な情報であることは明らかであり、同号ただし書により、公に

されなければならないものと考えられる。

実施機関は、法人等の情報が公開されることにより県民が得られる利益は、抽象的な利益にとどまり、条例に規定する具体的利益にはあたらないとしているが、県民は、本件非公開情報を得ることにより、市民としての立場から問題解決に向けての様々な行動が可能になると考えられる。また、たとえ実施機関の言うように抽象的利益であるとしても、市民の安全、健康、生活などに直接的な関連性を有する重要な情報であることを考えるならば、公にすることによる利益は十分に尊重されるべきである。一方、実施機関は、「非公開にすることにより保護される利益は、当該法人等の社会的評価であり法人等の存続に関わるものである」としているが、県が事実上、違反行為者を特定していることを考えれば、関係業者における利益を全面的に保護することが十分な妥当性を有しているか、大きな疑問を感じざるを得ない。

また、実施機関は、県による測定値と国の基準値を根拠として、公にすることが必要であると認められる情報とは言えないとしているが、県による測定値には、その測定条件など、科学的な妥当性について明らかな問題点が存在している。また、国の基準値が福島原発事故以後に法改正されたことによる数値であり、法改正以前の基準値が100ベクレルであったことを考えるならば、見方によっては、その値は人体への危険性をはらんだものではないかとの懸念を生じさせかねない性質のものであると考えることもでき、実施機関の主張は、科学的な客観性という観点からはあまりにも偏った一面的に過ぎるものと言わざるを得ない。

たとえ人体には有害なレベルでないと言われる場合であっても、農作物や環境などに汚染が広がることを、あるいは汚染の有無に端を発した風評被害が生じることを懸念し、問題視する人々も存在している。このように放射能の問題には様々な側面が存在していることを考えるならば、汚染木材チップに関する情報は、当然、「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要である」と言わざるを得ない。

したがって、県は、県による測定値や国の基準値のみを理由とせず、現在の社会的状況を十分に考慮して、できる限りの情報公開に努めるべきである。

(2) 非公開部分（別表2の「非公開理由」欄の「3号」欄に○のあるもの）の条例第6条第3号該当性について

県が滋賀県警察に告発を行ったのは、本件処分より後のことである。処分があった時点で示された非公開理由以外に、処分後に生じた状況を理由に非公開理由を新たに付け加えることは、常識的に考えて到底許される行為とは言えず、条例第6条第3号に該当するという実施機関の主張は認められるべきではない。

仮に、新たな非公開理由を付け加えることが許されるとしても、関係企業の名称以外の情報は、不法投棄後の管理や処理等に関する情報であって、警察の捜査の対象外の情報であると考えられ、同号に該当するとして非公開にすることは妥当性に欠けるものである。

行政の独立性を考えた場合、警察に照会するという県の行為が果たして妥当なものであるかは甚だ疑問であり、市民として違和感を抱かざるを得ない。情報公開制度は行政における制度であるため、情報の公開、非公開の妥当性に関する判断は行政の内部で行われるべき事柄であり、担当部局の独断で警察に照会を行ったことは著しく不適切かつ軽率であったと言わざるを得ない。

(3) 非公開部分（別表2の「非公開理由」欄の「6号」欄に○のあるもの）の条例第6条第6号該当性について

回答書の書式の項目などから判断すると、回答内容は具体的には、関係業者が指示に従って措置を講じるか否か、指示に従う場合の措置の期日、指示書に従わない場合の理由、あるいは指示書どおりではないが関係業者が独自の方法で措置を講じるとする場合の措置の方法に関するものである。

このように回答内容の実質的な内容は、県の指示に従うか否かを示したものに過ぎないため、これらの限定的な内容の情報を公開した場合に、県が指摘しているような支障が生じる可能性がどの程度存在しているかは定かではない。

決定通知書においては、「県の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とされているが、条例第6条第6号に挙げられているアからオのいずれに該当するのかを明記しておらず、具体的にいかなる事務にどのような支障を及ぼすおそれがあるのかという説明が全くなされていない。非公開とする場合には、公にされた場合にどのような弊害が生じると考えられるのかを具体的に説明すべきであり、これが示されていないため、同号を非公開理由とすることは不当である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

2 本件対象公文書について

本件対象公文書は、高島市で発生した木くずの不法投棄事案（以下「本件不法投棄事案」という。）に関して、河川法違反の行為者である疑いのある者らに対し、河川第77条第1項の規定により指示書を発出したところ、相手方から提出された回答書である。

本件不法投棄事案は、高島市安曇川町地先の一級河川鴨川左岸の琵琶湖流入付近の河川敷および隣接の民有地において、延長573メートルにわたって放射性物質に汚染された木くずが敷設されるとともに、木くずの入った大型土のう袋77袋が放置されていたものである。

本件不法投棄事案のように、県内の一級河川の河川区域および河川保全区域で河川法に基づく許可を得ない占用・土地の形状変更があった場合、河川管理者たる実施機関としては、まずその行為者に原状回復を行わせることを原則としており、実施機関は不法占用等を認知した場合、その行為者に対して、河川法第77条の規定に基づき口頭または書面により、是正のため必要な措置をとるべき旨を履行期限を付して指示するとともに、その指示に対する措置内容等について回答書を提出させることとしている。

指示書および回答書は、行政指導の過程において発出等される文書であり、行為者もしくは行為者と目される者による自主的な是正を促すとともに、その後の行政処分における相手方の確知をも企図する性質を有しているものである。

3 非公開理由について

(1) 非公開部分（別表2の「非公開理由」欄の「1号」欄に○のあるもの）の条例第6条第1号該当性について

非公開とした個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。

(2) 非公開部分（別表2の「非公開理由」欄の「2号」欄に○のあるもの）の条例第6条第2号該当性について

法人等の名称、所在地、代表者名および社印の印影は、法人等に関する情報にあたり、これらの情報を公にすると、県としては行為者を確知・特定するための調査段階であるにもかかわらず、あたかも河川法違反行為をなした者として特定されて、県から指導の対象とされている法人等であるかのような印象を与えることとなり、当該法人等の社会的評価が不当に害され、事業の運営上の利益が損なわれるおそれがあると認められる。

今回、保護されるべき権利利益の内容・性質は、当該法人等の社会的評価であって、これが損なわれると、当該法人等が行う営業・取引・契約等の事業の運営が著しく阻害され、ひいては事業の運営上の利益も著しく阻害され、当該法人等の存続にも影響することとなるため保護の必要性が高い。また、違法行為を行ったとして行政機関から指導の対象とされているとの情報が公になったとすれば、当該法人等の社会的評価を損なうことが十分予見されるため、法的保護に値する蓋然性があるものと認められる。

次に、「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については非公開情報とならないところ、「公にすることが必要であると認められる」とは、非公開にすることによって保護される利益と公にすることにより保護される利益との比較衡量を行い、その結果、後者が前者に優先すると認められる場合をいうと解されている。

今回の非公開部分について、非公開にすることによって保護される利益は、当該法人等の社会的評価であり法人等の存続に関わるものである。一方、公にすることにより保護さ

れる利益とは、異議申立人等の県民が本件不法投棄事案をなしたと考えられる法人等に関する情報を取得し、本件不法投棄事案の把握の一助となるという抽象的な利益にとどまり、人の生命、健康、生活または財産といった条例に規定する具体的な利益にはあたらないと言ふべきである。

よって、後者が前者に優先するとは認められないため、公にすることが必要であると認められるとは言えない。

また、県による調査の結果、木くずは、1キログラムあたり最大3,900ベクレルの放射性セシウムを検出するにとどまっており、廃棄物処理法に基づき通常の廃棄物として処理することが可能なものである。放射線の空間線量率についても、最も高いところで1時間あたり0.41マイクロシーベルトであり、仮に木くずの敷設以降、現場への立入禁止措置等を行うまでの6か月間、毎日8時間その場所に立ち入ったとしても、追加被ばく線量は0.543ミリシーベルト程度で、国が基準としている国際放射線防護委員会勧告の年間1ミリシーベルトの半分程度である。

以上のことから、非公開部分は「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは言えず、異議申立人の主張には理由がない。

(3) 非公開部分（別表2の「非公開理由」欄の「3号」欄に○のあるもの）の条例第6条第3号該当性について

本件不法投棄事案については、平成26年3月4日、河川法違反および廃棄物処理法違反により、関与が疑われる者を滋賀県警察に告発したところであり、現在、県警察において、事案の全容解明、被疑者の検挙に向けた事件捜査が行われている。

当該犯罪の特質から、会社ぐるみによる組織的犯行であることが見込まれるほか、関与が疑われる者が今回告発した者にとどまらず、その他多数に及ぶことが見込まれるなど、仮に非公開部分を公にすれば、現時点で把握されている捜査対象者以外の関係者等が、捜査当局が把握している情報を知り得ることになり、供述の口裏合わせなど証拠隠滅工作等が行われるおそれが十分に考えられる。

なお、警察本部長に対して、公開の可否について意見照会を実施したところ、本件は現在、県警察により捜査中の事案であり、今後、関係者等に対する事情聴取や取調べなど事件捜査を尽くして事案の全容解明が図られなければならないことを考慮すれば、事件捜査が未だ終了していない現時点において、たとえ断片であっても非公開部分を公にすれば、今後の事件捜査に著しい支障を来すおそれがあることは明らかである旨の回答を得ている。

(4) 非公開部分（別表2の「非公開理由」欄の「6号」欄に○のあるもの）の条例第6条第6号該当性について

本件不法投棄事案の行為者と目される者に対する行政指導は、河川法違反の状態の是正を目的とし、違反行為を行ったと目される者に対し、違反事実を告知し自ら是正するよう

指導するものであり、かかる指導は、その後の行政処分における相手方の確知をも企図する性質を有するものである。

これに関する情報を公にすると、行為者と目される者が公開を意識して事実と異なる回答を行う可能性があるほか、指示書の相手方となった者以外の者が公開された情報を得ることにより、県の調査に対し回答を拒否する、その内容を偽るあるいは証拠物を隠匿するなど情報の操作を行い、県による調査が難航することが見込まれ、その結果、正確な事実の把握を困難にするという支障が生ずることが十分に予想される。これは今回の事案にとどまらず、将来の行政指導にあたって、同様の支障が生ずることが見込まれるものである。

また、行政指導とは別に、県として現場河川敷およびその周辺の原状回復を目的とした一連の取組を行っており、本件不法投棄事案に関係した者との間で、原状回復に向けての折衝等を行っていたところである。こうした情報を公にすると、折衝等の相手方その他の関係者が法違反に対する指導の状況を知り得ることとなり、折衝等の円滑な進行を妨げるおそれがあったと認められる。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で以下のとおり判断する。

2 本件対象公文書について

本件対象公文書は、本件不法投棄事案に関し、実施機関が発出した指示書に対して、当該指示書の相手方となった3者がそれぞれ実施機関に提出した回答書である。

具体的には、文書9が、木くずの敷設作業を請け負った法人（以下「法人1」という。）から提出された回答書、文書10が、木くずの不法投棄を行った個人から提出された回答書および当該個人が代表者を務める法人（以下「法人2」という。）から提出された回答書である。

実施機関は、本件対象公文書には、別表2のとおり、非公開情報が記載されている旨の主張をしているが、異議申立人はこれらの公開を求めていることから、以下、当該情報の非公開情報該当性を検討する。

なお、実施機関においては、本件処分後の平成26年12月19日に、事案の経過、県の判断や対応についてまとめた「一級河川鴨川およびその周辺における木くず不法投棄事案の総括」（以下「事案総括」という。）という文書を公表しており、本件処分における非公開情報についても、その一部が既に公にされている。また、同年12月17日には、実施機関が告発を行っていた本件不法投棄事案の行為者に係る刑事裁判の判決も確定しているところである。

このように、本件異議申立ては、現時点においては処分時からの明らかな状況の変化が認められるところであり、当審査会としては、こうした状況の変化をも考慮した上で判断を行うものである。

3 非公開情報該当性について

(1) 条例第6条第1号該当性について

ア 条例第6条第1号について

条例第6条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

そして、特定の個人を識別することができるかどうかは、一般人を基準として判断することが適当である。

ただし、当該個人と特別の関係にある者であれば特定の個人を識別することができる場合、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるときには、当該個人と特別の関係にある者を基準として判断すべきである。

イ 非公開部分（別表2の「非公開理由」欄の「1号」欄に○のあるもの）の条例第6条第1号該当性について

(ア) 法人の代表者の氏名（文書9）

法人の代表者の氏名については、商業登記簿で閲覧が可能なものであって、条例第6条第1号ただし書アに規定する法令の規定により公にされている情報にあたるものである。

したがって、法人の代表者の氏名は、条例第6条第1号に該当するものとは認められない。

なお、当該情報について、実施機関は法人を特定できる情報であるとして同条第2号該当性を主張しているため、この点については追って検討する。

(イ) 「回答」欄中の個人の氏名（文書9）

「回答」欄中の個人の氏名は、特定の個人を識別することができるものであるが、当該個人の氏名は、事案総括において既に公にされている情報であると認められ、条例第6条第1号ただし書アに規定する慣行として公にされている情報にあたるものである。

したがって、「回答」欄中の個人の氏名は、条例第6条第1号に該当するものとは認められない。

(ウ) 県職員の氏名および役職（文書10）

非公開部分における県職員の氏名および役職については、特定の個人が識別できるものであるが、実施機関において、従来、公開する運用がなされているものであり、条例第6条第1号ただし書アに規定する慣行として公にされている情報にあたる。

また、当該情報は、本件対象公文書の他の箇所においては非公開とされていないことが認められ、同一の情報について対応を異にしたことは妥当ではない。

したがって、県職員の氏名および役職は、条例第6条第1号に該当するものとは認められない。

(エ) 提出者の氏名、住所および印影（文書10）

提出者の氏名については、特定の個人を識別することができるものであるが、当該個人の氏名は、事案総括において既に公にされている情報であると認められ、条例第6条第1号ただし書アに規定する慣行として公にされている情報にあたるものである。

一方、当該個人の住所および印影については、法令等の規定または慣行によって公にされているものとは言えない。

したがって、提出者の氏名は条例第6条第1号に該当しないが、当該個人の住所および印影は同号に該当するものと認められる。

(オ) 別紙の本文中に記載された個人の氏名（文書10）

別紙の本文中に記載されている個人の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であり、法令等の規定または慣行によって公にされているものではない。

したがって、当該個人の氏名は、条例第6条第1号に該当するものであると認められる。

(2) 条例第6条第2号該当性について

ア 条例第6条第2号について

条例第6条第2号アは、法人等に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する

る情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう「おそれ」があるかどうかの判断にあたっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を要するものと解される。

また、同号ただし書は、保護されるべき法人等に関する情報であっても、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は公開することを定めたものである。

イ 非公開部分の（別表2の「非公開理由」欄の「2号」欄に○のあるもの）条例第6条第2号該当性について

実施機関は、非公開部分の法人に関する情報を公にすると、実施機関としては行為者を特定していない段階にもかかわらず、あたかも法違反行為をなした者として県から指導の対象とされている法人であるかのような印象を与え、当該法人等の社会的評価が不当に害され、事業の運営上の利益が損なわれるおそれがあると主張している。

確かに、一般には、法違反の事実が判然としない段階において、法人名など調査等の対象となっている法人が特定される情報を公にした場合、当該法人の社会的評価を損なうおそれがあることは否定できず、実施機関の主張は理解できないものではない。

しかしながら、事案総括によれば、文書9の提出者である法人1については、当該法人自ら、回答書において、河川敷に木くずを敷設する「作業を実施した」としており、当該法人が「木くずの敷設作業を請け負った法人」としてこうした作業を行ったことは、事実として公にされているものである。そして、許可なく河川敷に木くずを敷設する行為は、河川法第27条第1項および第55条第1項の規定に違反するものであって、通常、行政指導の対象となるべきものであると思料される場所である。

こうしたことからすると、法人1については、指示書の相手方として行政指導の対象となるべき法人であったものと解される。

また、本件不法投棄事案が、放射性物質に汚染された廃棄物の大規模な不法投棄事案であり、その結果として生じた琵琶湖の水環境や農水産物への風評被害の懸念、地域住民等の健康への不安といった社会的影響の重大性を鑑みれば、実際に木くずの敷設作業を行った法人1の責任は軽微なものとは言えない。

本件のような重大事案については、将来における同種事案の発生防止の観点からも、実施機関においては、可能な限りの情報公開を行い、積極的に説明責任を果たすことが要請されているものと考えられる。

これらのことを勘案すれば、法人1が特定される情報が公になれば、当該法人に一定の影響が生じる可能性はあるものの、こうした影響は受忍せざるを得ないものであり、条例上保護される正当な利益が害されるものとは言えない。

一方、文書10の提出者である法人2については、確かに指示書は発出されているもの

であるが、当該法人が現に行政指導の対象となるべき行為を行っていたものと判断すべき事実は見当たらない。

したがって、法人2が特定される情報を公にすれば、当該法人が本件不法投棄事案の違法行為に関わっていたかのような印象を与えることとなり、法人としての社会的評価を損なうなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと考えられる。

以上のことから、法人1の法人名、所在地、代表者名および印影については、条例第6条第2号アに該当するものとは認められないが、法人2の法人名、所在地、代表者名および印影については同号アに該当するものと認められる。

次に、法人2の法人名、所在地、代表者名および印影について、条例第6条第2号ただし書該当性を検討する。

異議申立人は、これらの情報が、現場の近隣で暮らす住民の生命、健康、生活等に関連性を有する大切な情報であることは明らかであり、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要なものであると主張している。

しかしながら、既に述べたとおり、法人2は、本来、行政指導の対象となるべき法人ではなかったものと考えられ、当該法人が特定される情報を公にしたとしても、何ら人の生命、健康、生活または財産の保護に繋がるものではないと言える。

したがって、法人2の法人名、所在地、代表者名および印影は、条例第6条第2号ただし書に該当するものとは認められない。

(3) 条例第6条第3号該当性について

ア 条例第6条第3号について

条例第6条第3号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるものを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧または捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味しており、「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」と規定しているのは、同号に規定する情報については、その性質上、公開・非公開の判断に際し犯罪等に関する将来予測についての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、実施機関の第一次判断権を尊重し、その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるかどうかを判断するのが適当であるとの趣旨であると解される。

イ 非公開部分（別表2の「非公開理由」欄の「3号」欄に○のあるもの）の条例第6条第3号該当性について

実施機関は、本件不法投棄事案については、警察において事件捜査が行われており、非公開部分を公にすれば、今後の警察における事件捜査等に著しい支障を及ぼすおそれ

があると主張している。

しかしながら、本件処分後の事件捜査、起訴を経て、現時点においては、本件不法投棄事案の行為者に係る刑事裁判の判決は確定していると認められる。

また、回答内容については、事案総括において、ほぼ同様の情報が既に公にされているところである。

したがって、現時点においては、非公開部分を公にしても、警察の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあるものとは言えず、非公開部分は、条例第6条第3号に該当するものとは認められない。

(4) 条例第6条第6号該当性について

ア 条例第6条第6号について

条例第6条第6号は、県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう「支障」については、その程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」については、その程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されると解される。

イ 非公開部分（別表2の「非公開理由」欄の「6号」欄に○のあるもの）の条例第6条第6号該当性について

実施機関は、非公開部分を公にすると、本件不法投棄事案ならびに将来の同種事案における行政指導および調査に支障が生ずるとし、また、現場河川敷の原状回復に向けての折衝等の円滑な進行を妨げるおそれがあると主張している。

しかしながら、現時点においては、河川敷周辺における木くずの撤去および整地作業は既に完了していると認められる。

そして、既に述べたとおり、本件不法投棄事案の行為者に係る刑事裁判の判決が確定しているほか、回答内容については、事案総括において、ほぼ同様の情報が公にされているところである。

これらのことを踏まえれば、現時点においては、非公開部分を公にしたとしても、本件不法投棄事案における行政指導および調査ならびに原状回復に向けての取組に支障があるものとは言えず、また、将来の同種事案における行政指導および調査に支障があるものとは考え難いものである。

したがって、非公開部分は、条例第6条第6号に該当するものとは認められない。

4 付言

本件においては、異議申立人より、実施機関が決定通知書に記載のなかった非公開理由を処分後に追加していること、ならびに決定通知書に記載された非公開理由が具体性を欠いて

いることは、不当であるとの意見が述べられている。

理由付記の制度は、条例第 10 条第 3 項により、非公開理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意的な判断を抑制するとともに、処分の理由を公開請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものであり、公開しないこととする根拠規定および当該規定を適用する理由については、原則として当該決定を通知する書面の記載から知り得るものでなければならないものである。

実施機関においては、今後、理由付記制度の趣旨を踏まえ、公文書一部公開決定等を行うに際しては、根拠条文を正確に示すことは当然のこと、併せてその根拠条文を適用する理由をも適切に付記することを徹底すべきである。

5 結論

異議申立人は、その他種々の主張を行っていることが認められるが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上のことから、文書 10 の提出者である個人の住所および印影ならびに別紙本文中の個人の氏名は条例第 6 条第 1 号に該当し、法人 2 の法人名、所在地および印影は同条第 2 号アに該当するものと認められるが、その余の別表 1 に掲げる部分については、同条第 1 号、第 2 号ア、第 3 号および第 6 号に該当するものとは認められない。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第 6 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成26年 2 月 20 日	・実施機関から諮問を受けた。
平成26年 3 月 27 日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成26年 4 月 28 日	・異議申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成26年 9 月 22 日 (第228回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成26年10月22日 (第229回審査会)	・実施機関から公文書非公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成26年12月16日 (第231回審査会)	・異議申立人から意見を聴取した。 ・事案の審議を行った。
平成27年 1 月 27 日 (第232回審査会)	・事案の審議を行った。

平成27年 2月17日
(第233回審査会)

・答申案の審議を行った。

別表1 公開すべき部分

番号	頁	公開すべき部分
文書9	32頁	全部
文書10	33頁	提出者である個人の住所および印影を除いた部分
	34頁	提出者である個人の住所および印影ならびに本文中の個人の氏名を除いた部分
	35頁	法人2の法人名、所在地および印影を除いた部分
	36頁	法人2の法人名、所在地および印影を除いた部分

※ 頁数は、審議用に提出された本件対象公文書の通し頁のものである。

別表2 本件異議申立てに係る非公開部分

番号	非公開とされた部分	非公開理由			
		1号	2号	3号	6号
文書9	個人の氏名、役職、住所	○		○	○
	法人の名称、所在地、代表者名、印影		○	○	○
	回答内容			○	○
文書10	個人の氏名、役職、住所、印影	○		○	○
	法人の名称、所在地、代表者名、印影		○	○	○
	回答内容			○	○

※「非公開理由」欄：1号＝条例第6条第1号該当、2号＝条例第6条第2号該当、3号＝条例第6条第3号該当、6号＝条例第6条第6号該当